

第6次長期総合計画の構成について

1. 近年の自治体総合計画の構成事例

ケース	現行計画ケース	基本計画2種類ケース	下位計画2種類ケース	基本構想なしケース
構成	<p>基本構想 [H23~H32] (10年間)</p> <p>基本計画 [H23~H32] (10年間)</p> <p>実施計画 [H23~H32] 期間3か年・毎年度見直し</p> <p>長期的視点で、塩竈市の「目指す都市像」や、「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの目標」と「重点戦略」を明らかにするもの</p> <p>中長期的視点から、3つの「まちづくりの目標」ごとに、施策の目標と具体的な取組方針を明らかにするもの</p> <p>基本計画を実現するため、短中期的視点で実施する事業を明らかにするもの</p>	<p>基本構想 (8年間)</p> <p>基本計画 市民主体の「地域別計画」(8年間+中間見直し) 市行政主体の「市域全体計画」(前後期4年間)</p> <p>実行計画 (毎年度4年間の見直し)</p> <p>計画書掲載部分</p>	<p>基本構想 (10年間)</p> <p>基本計画 (震災復興計画の期間と合わせ、前期4年間、後期6年間)</p> <p>市の各種個別計画</p> <p>地域のまちづくり計画</p> <p>計画書掲載部分</p>	<p>基本計画 (都市像含む) (10年間)</p> <p>実施計画 (基本計画の期間を3つに分割し、概ね3年間)</p> <p>計画書掲載部分</p>
該当計画	第5次塩竈市長期総合計画 (2011年度～2020年度)	第1次滝沢市総合計画〔岩手県〕 (2015年度～2022年度)	第2次気仙沼市総合計画 (2017年度から2026年度)	仙台市新総合計画〔策定中〕 (2021年度～2030年度)
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」、「基本計画」(10年間)及び「実施計画」(期間は3か年で、毎年度必要な調整、見直し)で構成 「基本構想」は長期的視点、「基本計画」は中長期的視点で策定 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想(8年間)を市民全員が共有する「住民自治日本一をめざす地域社会計画」とし、その行動計画を基本計画として位置づけ 基本計画は市民が主体となる「地域別計画」と市行政が主体となる「市域全体計画」の二つの計画で構成 	<ul style="list-style-type: none"> 震災後、市民が自主的に「まちづくり計画」などを策定していることから、地域社会全体の計画(公共計画)として策定し、地域のまちづくり計画や市の各種個別計画と将来ビジョンを共有 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月の改正地方自治法施行により、基本構想の策定義務がなくなったことから、基本構想を策定せず、目指すべき都市像については、基本計画(10年間)に含める形で一体的に策定
長所	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」、「基本計画」に記載する内容が明確に区分されている上で、一体的な策定により内容の整合性、連動性が確保される 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会計画として「地域別計画」を作成し、市民が主体となって地域づくりを進めることが可能 市行政主体の「市域全体計画」が前後期4年間に分かれていることから、社会経済情勢の変化等に合わせて見直しを実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> 市民起点の計画づくりとして、市民が行政とともに考え、同じベクトルで行動していくための指針をもつことが可能 基本計画が震災復興計画に合わせて、前後期に分かれていることから、社会経済情勢の変化等に合わせて見直しを実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画において、まちづくりの理念や目指す都市の姿(都市個性)、重点プロジェクト、基本的な施策の方向性等までを示すことにより、具体的な施策は実施計画で適宜見直しをしながら実施可能
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の計画期間を基本構想に合わせると、社会経済情勢の変化等に合わなくなるため、基本計画の中間見直しの実施が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域別計画」は、各自治会などが主体となって計画を作成するため、計画策定体制の充実と市民の意識向上等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会計画とするため、下位計画である地域のまちづくり計画の作成に関して、計画策定体制の充実と市民の意識向上等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画に理念等を含めていることから、記載内容を明確に区分することが必要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画については、前期計画と後期計画に分け、前期計画を総括して後期計画を策定している事例もある 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例に規定する「将来像」と「めざす地域の姿」を実現するための計画として策定 		<ul style="list-style-type: none"> 現行計画は、21世紀半ばを展望した都市像を示す「仙台市基本構想」と10年間の施策の方向性を示す「仙台市基本計画」により構成(平成23年3月策定)

1. 近年の自治体総合計画の構成事例（つづき）

ケース	オリジナルケース 1	オリジナルケース 2	オリジナルケース 3
構成			
該当計画	第 6 次福島市総合計画 [策定中] [福島県] (2021 年度～2025 年度)	武蔵野市第六期長期計画 [策定中] [東京都] (2020 年度～2029 年度)	第 5 次佐川町総合計画 [高知県] (2016 年度～2025 年度)
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 10 年先の市の将来を見据えたまちづくりのグランドデザインを示しつつ、これらを実現するための今後 5 年間の政策の方向性や重点施策等を定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年の地方自治法改正を受けて、「武蔵野市方式」による策定を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成 23 年 12 月に制定 長期計画は前期 5 年を実行計画、後期 5 年を展望計画とし、10 年間の計画期間としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士が笑顔でつながり合えるまちづくりを目指し、多くの町民を巻き込みながら、住民も行政も一緒になって“みんなで作る”をスローガンに計画を策定 行政施策の指針としての計画書と、町民自身が自分たちの手で町を作り上げていくための考え方と方法をまとめた別冊との 2 冊で構成
長所	<ul style="list-style-type: none"> 目指すべき将来のまちの姿については 10 年先を見据えながら、まちづくり基本ビジョンである「総合計画」の計画期間は 5 年としており、政策の方向性（基本方針）や重点施策、施策等について、社会経済情勢の変化等に合わせて機動的に見直しを実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> 目指すべき姿や基本目標、重点施策などを長期計画として一体的に策定するため、個別計画との整合性を図りやすい 前後期に分かれていることから、社会経済情勢の変化等に合わせ見直しを実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画は現況、未来像、アクションといった構成にすることにより町民にとってわかりやすい 町民主体の取組を示す「別冊」を作成することにより、町民の具体的な行動を明確に示している
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 政策の方向性（基本方針）や重点施策、施策、新しい実行プラン等について 5 年ごとに見直すため、計画策定体制の充実等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 長期計画として基本目標や基本課題、施策の体系等を含めていることから、記載内容を明確に区分することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 町民に分かりやすくするために記載内容を調整していることから、分野別のアクション内容を補充して行政の個別計画を策定することが必要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画は、「基本構想（平成 23 年度～平成 32 年度）」、「基本計画（前期 5 年・後期 5 年）」により構成（平成 22 年 6 月策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステム 	